

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会
「日本語教育の参照枠」の活用に関するワーキンググループ（第3回）議事録

令和3年8月4日（水）
15時00分～17時00分
WEB会議

〔出席者〕

（委員）オーリ委員、金委員、佐藤委員、島田委員、竹田委員、平山委員、真嶋委員、松岡委員
（計8名）

（文化庁）柳澤国語課長、津田地域日本語教育推進室長補佐、増田日本語教育調査官、
北村日本語教育専門職、松井日本語教育専門職、ほか関係官

〔配布資料〕

- 資料1 「日本語教育の参照枠」の活用のためのワーキンググループ（第2回）議事録（案）
- 資料2 「日本語教育の参照枠」の活用のための手引き骨子（案）
- 資料3 「日本語教育の参照枠」の広報素材について
- 資料4 「日本語教育の参照枠」の指標に基づく日本語能力の自己評価ツールについて

〔参考資料〕

- 参考資料1 「日本語教育の参照枠」の活用に関するワーキンググループの進め方
- 参考資料2 日本語教師に求められる資質・能力について
（「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」より抜粋）

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 事務局から、議事（1）について、配布資料2「日本語教育の参照枠」の活用のための手引き骨子（案）の説明があり、意見交換を行った。
- 3 事務局から、議事（1）について、配布資料3「日本語教育の参照枠」の広報素材について、の説明があり、意見交換を行った。
- 4 事務局から、議事（1）について、資料4「日本語教育の参照枠」の指標に基づく日本語能力の自己評価ツールについて、の説明があり、意見交換を行った。
- 5 次回の「日本語教育の参照枠」活用に関するワーキンググループは、日程が決まり次第、各委員へ連絡することを確認した。
- 6 審議の内容は以下のとおりである。

○真嶋座長

定刻となりましたので、ただいまから第3回「日本語教育の参照枠」の活用に関するワーキンググループを開会したいと思います。本日もどうぞよろしく願いいたします。

会議に際しまして、注意事項を御説明いたします。本日も遠隔による審議となります。事務局のカメラが定点設置となっており、発言者の顔が映らない場合がございますので、円滑な進行の観点より、御発言いただく際には、お名前をおっしゃってから御発言いただくようお願いいたします。傍聴者の皆様におかれましても御理解いただきますようによろしく願いいたします。

それでは、定足数と配付資料の確認を事務局のほう、お願いいたします。

○松井日本語教育専門職

事務局から説明いたします。本日、委員の先生方、全員参加となっております。

配付資料に関しましては、本日は資料が4つと参考資料が2つとなっております。資料1は「『日本語教育の参照枠』の活用のためのワーキンググループ（第2回）議事録」です。資料2「『日本語教育の参照枠』の活用のための手引き骨子（案）」です。資料3「『日本語教育の参照枠』の広報素材について」。資料4「『日本語教育の参照枠』の指標に基づく日本語能力の自己評価ツールについて」でございます。

続きまして、参考資料1は「『日本語教育の参照枠』の活用に関するワーキンググループの進め方」。参考資料2は「日本語教師に求められる資質・能力について」です。以上が本日の配付資料です。

○真嶋座長

ありがとうございます。次に議事録の確認です。資料1の前回の議事録（案）については、御確認いただきまして、修正の必要があるところが分かりましたら、本日より1週間をめぐりに事務局まで修正点をお知らせいただけますでしょうか。なお、最終的な議事録の確定につきましては座長一任とさせていただきますと思います。よろしく願いいたします。

それでは、これより審議に入りたいと思います。議事（1）、「日本語教育の参照枠」活用のための手引きの骨子（案）についてです。前回の指摘を受けまして事務局のほうで変更しましたので、事務局から資料2の説明をお願いいたします。その後、骨子について委員の御意見をお伺いしたいと思います。

○松井日本語教育専門職

では、事務局から資料2「『日本語教育の参照枠』の活用のための手引き骨子（案）」について説明いたします。前回の審議でいただきました御意見を基に、章立て、項目等々を整理いたしました。加えまして、前回のワーキンググループでそれぞれ3つの事例について御説明いただきましたので、その3つの事例の資料そのまま入れ込んであるのが骨子（案）となっております。

順番に説明いたします。「はじめに」については、目的、対象、構成等々を説明するという事です。こちらは特に変更ございません。ただし、前回の資料での第3章に関しては第1章の中に入れ込みましたので、こちらについては削除となります。

続きまして、第1章、「『日本語教育の参照枠』とは」については、「日本語教育の参照枠」の主な内容について、なるべく分かりやすく説明することを目的としております。前回御指摘いただいたとおり、「日本語教育の参照枠」の冊子の説明をそのまま掲載するのであれば、読まれる方にとってなじみにくいのではないかということで、一問一答形式で簡潔に示すというように構成を変更いたしました。一問一答形式については、この資料のとおり、4つのグループで取りまとめています。「取りまとめの背景と目的」と「理念と日本語能力観」、「Can doについて」、「評価について」の4つのトピックを立てて、それぞれ3つの質問と1つのコラムを案として示しております。

1つ目の「取りまとめの背景と目的」ですが、3つの質問に答える形で説明したらどうかということで示しております。1つ目は、どうして「日本語教育の参照枠」が作られたのですかということ。この経緯、こちらをまず示す必要があると思います。2、目的は何ですか、どのような人が参照するのですかと、3、「日本語教育の参照枠」の普及によって期待される効果はどのようなことですか、です。このように、主に取りまとめの背景について一問一答で説明してはどうかと思います。分量ですが、質問がたくさんありますので、多くても、質問と問いを合わせて最大でも1ページ以内です。簡潔に説明できる質問は半ページで、1つのページで2つぐらいの質問が入れ込めれば理想的かというところですが、ただし、一部、図や表などを使いますと、1つの質問で1ページ使うというところもあるかと想定しています。特にコラム①に関しては、日本語教育小委員会等々でも御指摘いただいております、児童生徒等に対する日本語教育と参照枠との関係はどのようなものかということについて説明を丁寧に行いたいと思います。そのほかにも、2つ目の質問で、第二言語としての日本語教育、外国語としての日本語教育、それぞれ近接する部分もあるかとは思いますが、大枠においてはこのような枠組みで参照枠は想定されているところを示します。そ

のほか、参照枠というものは国内外の日本語教育におけるアーティキュレーション、連携、継続等の問題がありますので、そのような問題について触れていけたらと思っております。

次が参照枠の内容です。「理念と日本語能力観」のところでは「日本語教育の参照枠」で示されているものをなるべく端的に示していきたいと思っております。質問の(4)からは、言語教育観の三つの柱とは何ですか、その次、日本語能力をどのように捉えているのですか、どのようなレベル尺度を用いているのですか、を示していきたいと思っております。コラムの②については、前回の資料のとおり、Competences for Democratic Culture、CDCと今回の審議では呼んでおりますが、翻訳しますと、民主主義文化のための能力、民主主義文化、民主主義的な社会を形づくっていくための能力と言えましょうか。そのような、CDCと呼ばれるものが示す能力と日本語教師に求められる能力・資質を一緒に示してはどうかと考えております。前回の審議で、このCDCの内容については、事例の後ではなく、前のほうで説明したほうがいいのではないかという意見をいただきましたので、場所を変えました。ここで、民主的文化のための20の能力というものが示されています。参考資料2で4色の花のような形で20の能力というものが示されているところですが、同時に、文化庁が示しました「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改訂版」が示す日本語教師に求められる資質・能力というものも、CDCが示している能力と関連が深い、あるいは重なりがあるということで、このような能力の育成を目指した日本語教育を行うのであれば、当然、教師自身がこのような能力についての研修を受けていなければいけない、このような能力・資質が教師自身に求められるというような考え方から、この資料2つをなるべくコンパクトな形で引用するような形で、狭義の言語能力におけるCan do以外の能力においてはどのようなものが大事なのかということについて、この2つの資料に触れながら、分かりやすく示したらいいのではないかと考えています。

参考資料2を御覧ください。このCDCが示している能力は、価値、態度、技能、知識と批判的理解という4つのグループに分かれており、文化庁の「日本語教育人材の養成・研修の在り方」についても、表1から10まであり、それぞれ能力・資質を知識、技能、態度と分類しております。この両者を見比べますと、特に技能、態度のあたりは非常に重なる部分が多いと考えられるのではないかと思います。したがって、このコラムでは、この両方の中で、狭い意味での言語能力以外の能力について、まずは、学習者に対してその能力の育成を目指すためには、教師自体がこのような能力をどのように自ら身につけていったらいいのかということについての説明を加えていけたらと思っております。

続きまして、「Can doについて」、ここが参照枠、本冊のほうでも分量を割いて示しているところですが、Can doとは何か、どのような経緯で作られたのか、ということについて、CEFRや国際交流基金のJF日本語教育スタンダードの事例等々に触れながら、Can doの説明をします。その上で、Can doには種類がございますので、それぞれ、こういう種類がある、Can doをベースにしたカリキュラムで授業はどのように変わっていくのかということ等々について簡潔に示していきたいと考えています。コラムに関しては、日本語教育以外で、外国語教育におけるCan do活用の事例等々も示していけたらと考えております。

最後のグループ、「評価について」です。こちらについても参照枠の旧二次報告、今般それが1つにまとめられますが、その評価の理念と、日本語能力の評価、Can doをどのように評価に用いるのか、について簡潔に示していきたいと思っております。特にCan doを利用した評価については、日本においては英語教育分野でのCEFR-Jの取組等々の先進的な事例がございますので、CEFR-Jにおける様々なパフォーマンス評価の例等々も事例として示していけたらと思っております。

以上、12の質問と4つのコラムがございまして、トピックとしては16のトピックに分かれてそれぞれ内容を示していくところですが、こちらについては、順番に読んでいなくても、興味のあるところから読んでいただけるような内容で構成していきたいと考えております。なお、執筆に関しましては、基本的に事務局が取りまとめますが、それぞれ、御専門で知見、御経験が深い先生方には一部執筆にも御協力いただければと考えているところです。

続きまして、2章です。こちらから具体的な事例となっていきますが、この事例に入る前に、「Can doをベースにしたカリキュラム開発の方法について」という総論の部分、こちらを御執筆いただければと考えております。前回の審議で御指摘いただいたとおりに、このように機械的にやれば自動的にできるのだ

ということではなく、Can doを用いてカリキュラムを編成するときに必要な視点及び考え方を示すというところが非常に重要な点になってくるのではないかと考えています。今回挙げていただいている3つの事例それぞれ、様々な教育機関、多様な教育機関の中で、多様な文脈、状況の中でカリキュラムが編成されております。日本語教師の方がこの手引きを見て、自分の置かれている教育現場の状況と違うという印象を持ったときに、それをそのまま例にしてカリキュラムをつくるのではなく、どういう基準で、何を優先事項にして、何を目的として、どのようなCan doを用いてカリキュラムを組んでいけばいいのかということが分かる示し方を念頭に置いて編成していけたらと思います。

続きまして、「Can doをベースにしたカリキュラムの事例等」に入っていきたいと思います。総論として3ページに図を加えました。この図の分野別の言語能力記述文の中に、生活、就労、留学と3つの大きな分野があります。これはあくまでも例で、例えば海外で教える場合のCan doというものもあるでしょうし、さらに就労の中で細分化された業種ごとのCan doというものもあるかと思っています。あくまでも例として、生活の部分は色づけしておりますが、文化庁国語課の所管として、生活Can doというものを今整備しているということで色がついていますが、様々なCan doがあっという間ということもございます。その事例として3つをお示ししますという前置きをしてから事例の紹介に入っていきたいと考えております。

4ページから生活の事例に入りますが、こちらに関しては、前回頂きました発表資料をそのまま掲載させていただいております。一部体裁等は直しておりますが、基本的に同じです。前回の審議では、この3つの事例は、それぞれ固有な状況に置かれた特色のあるプログラムであるとの御指摘がありました。例えば生活の場面でしたら、学習者だけではなく、周りのボランティアさん等々の学びにも配慮した内容になっています。留学に関しては、1つの日本語教育機関が非常に長い年月をかけて改善を繰り返し編まれたカリキュラムになっています。就労に関しましては、日本語教育を取り巻く様々なステークホルダーの方々と一緒に交渉を重ねながらつくっていったカリキュラムであり、かつ、それまでCEFRやCan doベースではなかったものを新たにCan doベースに組み直したカリキュラムであることなどです。このように、それぞれの特色を明確に示していけたらと思います。それぞれの教育現場が置かれている状況や環境を明確に示すことによって、読み手の方が自分の教育現場と比べてときに共通点があるのかなのか、そして、異なる場合は、何を基準に自分はカリキュラムを組んだらいいのか、そういうことを想定しながら読めるような内容にしていけたらと考えているところです。

この3つの事例に関して、さらに書き加えていただきたい点についてですが、読み手の視点に立ちますと、それぞれのカリキュラムの中のCan doというものはどのような基準でつくられたのか、あるいは選ばれたのかということより明確に示していただけると、同じようにCan doベースでカリキュラムを編成したいと考えている先生方には参考になるのかなと考えております。もちろん、カリキュラムのサンプルを示していただいて、そこにCan doの一覧というものはあるのですが、そのCan doは一体どこからどのように来て、どのように選んで、どうしてその順番に並んでいるのかということより丁寧に書き込んでいただけると、より読み手にとって分かりやすい事例になるのかなと考えております。

最後に、学習活動やポートフォリオ等々のサンプル、もし御提供いただけるようであれば、こちらは事例のところで収録するか、巻末に収録するか、検討したいと思いますが、なるべく豊富な実例も示していきたいと考えています。さらに、この3つの事例については、それぞれの委員の先生方に御執筆いただきますが、基本的には、です・ます体で、専門用語を極力使わずに、研究論文や専門書とは異なる書きぶりでも御執筆いただけたらと考えています。以上が、資料2の説明でございます。

○真嶋座長

ありがとうございました。今の事務局からの御説明に基づいて、参照枠の活用のための手引きの骨子(案)について、大きく分けますと、「はじめに」の部分と、それから第1章と第2章があるわけですが、分かりやすく皆さんにお届けするためには、何が足りないのかということも合わせ、ぜひ委員の皆様のお意見を伺いたいと思います。前回の審議で委員の皆様からいただいた御意見を反映させていただいた部分があったかと思っています。第1章で「日本語教育の参照枠」とは何かということをわかりやすく示していくには

どうすべきか、第2章で3つの事例をより分かりやすく示すにはどうしたらいいか、という視点で御意見をいただきたいと思います。今回取りまとめる手引きというのは、事務局から説明があったとおり、Can doベースのカリキュラム編成の方法についてであります。各事例の中のCan doを作成したり、選択していただくあたりしたプロセスについても丁寧な説明があるといいと思いますが、この点についても委員の皆様から御意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松岡委員

分かりやすくという話をなさっていたので、第1章の「日本語教育の参照枠」とは、の中で、(1)にアーティキュレーションという言葉が出ていますが、これはまだ一般的ではないのかと思うので、平易な表現にしたほうがいいのではないかと思います。

○真嶋座長

ありがとうございます。アーティキュレーションは連携、接続というようなニュアンスかと思います。

○松岡委員

接続でしょうか。加えて、何と接続と言っているのかも分かりにくいかもしれないので、何かいい表現があったらよいと思います。あともう一点、4ページの事例のところで、最初の枠の中に、(1)生活、①②③と、⑦までありますが、このハイライトしてある部分はどういう意味なのでしょう。

○松井日本語教育専門職

ここは、前回の資料の中にはなかったものです。前回の審議で御意見をいただいて、このような視点があったらいいというところを加えて、ハイライトで示しました。

○松岡委員

そうすると、これが3つの、生活、留学、就労で共通したものとして①から⑦までがあるということでしょうか。これが最初に出てくると少し唐突な感じがしたので、もう少し分かりやすい形で①②というのを出したほうがいいのかなと思いました。

○真嶋座長

今言ってくだったのは、第2章のほうの3つの事例のそれぞれのトップに挙がっている丸囲みの部分でしょうか。これは、ここを書いてくださる先生方が忘れないようにすべき項目という、覚書みたいな感じのもので、このままこのように出るとは思っていないのですが、これをです・ます調で、読んだ人に分かりやすくお届けするということになりますでしょうか。

○オーリ委員

確認ですが、この理念の部分というのはすごく丁寧に書かれていますが、この理念を実践事例にどうつなげていくのか。つまり、どんなふうに反映されるのかというのが一番のポイントなのかなと思います。この第1章を読むと、CDCに基づいた参照枠になっているのかと感ずるのですが、それならば、実践事例については細かくこれは議論していかないと行けないかと思います。例えば、ここに書いてある、言語教育観の三つの柱の社会的な存在については、例えば社会的な存在としての外国人、あるいは社会的存在としての生活者としての外国人というのはどのように成り立っていくのか、どのようにそういう人が日本語を学んでいくのかということ、つまり、CDCに示されているようなことをどのように日本語教育の実践事例の中でそれを反映していくのか、それが非常に重要になってくるのではないかと思います。

つまり、これは理念が書かれ、すぐくすばらしいものが書かれてありますが、やっている内容は、私たちはここではあまりまだ議論していないので、どういう事例を入れていくのかがポイントになるのではな

いかと思います。それについて、議論やブレインストーミングなどはもうしてあるのでしょうか、あるいは、これからしていくのかということについて伺います。

○真嶋座長

御指摘ありがとうございます。そういう視点からこの3つの事例を選ぶという議論をした記憶はなくて、生活、就労、留学、ほかにも分野はいろいろある中でのあくまでも事例として選んだということだと理解しています。このようなそれぞれ特色のあるカリキュラについてCan doに基づいて編成された事例を提供する、共有するというのがこの手引きで、そこには、CDCの理想的な考え方といいますか、これにも親和性があるといいますか、参考になりますという入れ方ではなかったかと思います。

コンパクトな手引きを見る人たちにとっては、そこでたくさん議論が展開されてもついていけないかもしれないので、事例のどこかにちょっとした吹き出しみたいな、CDCのこのような部分が見られる、あるいは、ここの部分は理念の三つの柱の1つ目、社会的存在のことが書いてあります、という吹き出しなりを示して、理念について思い出せるような提示の仕方ができると、1章と2章が分離しないで、うまく統合できるのではないかと思います。

今からCDCについて1個ずつを議論するというのも少し違うと思いますので、オーリ委員の御指摘、非常に重要だと思いますが、事務局の説明でも、端的に短くというのをおっしゃっていたので、コンパクト、初めて読まれる読者が混乱しないようにするには、できるだけ少ない情報で示すことができるのではないかと思います。

○オーリ委員

これは手引きの話ということとはよく分かりますが、実際に日本語教育として、こういうものを日本語教師が読んだときに、どういうカリキュラムをつくっていくのか、どういうことを教えていくのかということで、この理念がどのように生かされるのかなという疑問を少し持ちました。社会的存在としての外国人について、日本語教師がこれを読んだときにどんなふうに理解して、自分のシラバスにそれを反映していくのかということについて伺いたいと思います。

○真嶋座長

いかがでしょうかね。ほかの委員の先生方、御意見ありますか。

○松岡委員

この「日本語教育の参照枠」をつくっていた昨年度までの議論では、CDCの話は出ていなかったのですが、この手引きで突然出てくるのは少し違和感があるという気はします。手引きが参照枠の手引きであるとするならば、CDCの考え方というのは確かに合致する部分がたくさんありますが、出し方としては少し落とす形にしないと、どこにそれが本体に書いてあるのかと思われてしまっても困るのかなと思います。そこは少し注意しなければならないかと思います。

○真嶋座長

CDCのこと自体は、今、松岡委員がおっしゃってくださったように、「日本語教育の参照枠」や今回の手引きの根幹、メインにはならなくて、補助的な位置づけになりますでしょうか。

あるいは、今後、これをきっかけにCDCを具体的に考えてみたり、教育現場に生かそうとしたりする方々が増えるということはいいと思いますが、CDCは学校教育現場を想定してつくられているものでもあります。従って、就労や生活など日本語教育の場を分けたときに、留学の場合はまだしも、強弱の置き方としては、あまり全面的に出るものではないだろうなという理解をしているのですが、事務局からは何か補足ありますかでしょうか。

○松井日本語教育専門職

御指摘ありがとうございます。CDCは参照枠本体では全く言及がないものです。この文書を事務局として提示させていただいた意図は、この手引きの目的はCan doベースのカリキュラム編成ですので、メインはそこにあるわけですが、狭い意味での言語能力に関するCan doを集めてきて、そのまま積み上げれば自動的に日本語教育のプログラムが出来上がるわけではないというところに気づいていただきたいというところにあります。このCDCでは、言語能力ではない能力についても、Can doで示しているというところで、広い能力観の中での、CEFRでいうところの一般的能力に関するようなCan doというのも実はあり、それと言語能力に関するCan doと、両方大事だという気づきを促すという意味で示しています。

同時に、文化庁が日本語教育人材の養成で示している資質・能力と非常に親和性が高いため、CDCを示したというところでは、このCDCの具体的なCan do等々については、実は研究論文で日本の研究者が欧州評議会の認証を得て、135項目のCan doを日本語に翻訳して公開している研究論文があります。こちらについてはこのワーキング終了後に情報共有いたします。

また、「日本語教育の参照枠」の理念がこの3つの事例の中でどのように、具体的にどの部分で反映されているのかということについては、本日の審議の中で、短い時間ですが、審議を行っていきたいと思います。この内容については、原稿がそろった次回以降の審議でも、具体的にこの事例のこの部分がこのような理念と相関が強いというようなことは、委員の先生から御意見をいただきながら加筆修正を行っていきたくて考えている次第です。事務局からは以上です。

○真嶋座長

ありがとうございます。これで御理解いただけましたでしょうか。コラム②でCDCのことを初めて紹介していただくことになるわけですから、そんなに深入りにはできないと思いますが、「日本語教育の参照枠」について読者の方がもっと勉強しよう、奥が深いというところがアピールできるとよいかと思えます。

○佐藤委員

先ほどの議論の中で、1章と2章との関連性というところで、私も少し同じようなことを考えていたので、すごく頭がすっきりしました。ただ、実際の生活の中の、4ページ等を見ていただくと、先ほど松岡委員がおっしゃった①から⑦のところで、恐らく①と②のところで理念と日本語能力観といったところが組み込めるかなと思っておりました。

それで、この①から⑦のハイライトがあるところについてですが、まず、その「開発者の想い」と「特色」について、具体的にどういった内容の記述が求められているのかということを確認したいと思います。もう一つが、⑦番の「学習活動」というところに関しては、実際の共有する生活の事例に関していえば、実際にテキストの具体的なページですとか、そういったものを共有するほうがいいのか、それともまた違う何か別のものを考えていらっしゃるのかということをお伺いしたいと思います。

○真嶋座長

ありがとうございます。「開発者の想い」、「特色」、「学習活動」についてどのくらいの記述を求められているのかについて、これは事務局いかがでしょうか。

○松井日本語教育専門職

「開発者の想い」、「特色」というところ、例えば佐藤委員の生活の部分であれば、これは特色としては、日本語学習者だけではなく、周りの方々、学習支援者の方々の気づきを促すような教材になっていると理解しております。学習者がCan doをチェックするだけではなく、支援者も自分の働きかけについて振り返ることができるような仕掛けがあります。そもそもこういうものを設けた理由は何か、というところが恐らく「開発者の想い」と「特色」になっていくのではないかと思います。そこには必ず置かれた状況と理由があるのではないかと思います。もしこれについての説明がない場合、この手引きを読んだ方が、学

習支援者の振り返りというのがあるけど、自分には関係ないと思って、読み飛ばしてしまいその意味に気づけないということがあろうかと思えます。ですので、このカリキュラムの目的が一番鮮明に表れている部分を、特筆いただければと思います。学校教育に比べて、日本語教育の現場は多様でございますので、全ての現場で適用できる最大公約数的なものを示すのが難しいというところがあろうかと思えます。ですので、置かれた状況をより明確に示すということが大事です。その「開発者の想い」と「特色」が分かってくれば、その中でCan doをどのように選択したかというところもおのずとそれと関連して示すことができるのではないかと思います。さらに、「学習活動、ポートフォリオ」等々、サンプルがもしあれば示していただければ、この「開発者の想い」、「特色」、そして、そのために選んだCan doがどのように学習活動に落とし込まれているかまでの一連の流れが分かるのではないかと思います。このように示させていただいている次第でございます。

○真嶋座長

ありがとうございます。今のお答えでかなり具体化されたでしょうか。

○佐藤委員

はい。ここの「開発者の想い」と「特色」と、1章の前半部分「取りまとめの背景と目的」、「理念と日本語能力観」といったところをリンクして書けるように考えたいと思います。ありがとうございました。

○真嶋座長

2章の1と2のつながりに何かあるとよいのではないかと思います。2章の1は分かりますが、それでいきなり、事例が3つありますと言われても、その3つはどのように選ばれたのかがわかりにくいのではないかと思います。これは、生活、留学、就労のそれぞれの分野の全てのあらゆる日本語教育事例を調査して一番いいものを選びましたということではなく、特色のある、読む価値、共有する価値のあるもので、1章で述べていることが具現化されているものであり、しかも分野による特色がよく表れているものだと思います。これを読んでいただくと、それぞれの違いも、よさも、難しさも分かるということだと思いますが、2章の1と2をつなぐ記述がどこかに要ると思います。

1の終わりなのか、2の初めなのか、あるいは、「はじめに」の部分でしょうか。「はじめに」の部分で、この手引きでは何を考えてこのようにしているのだということを書いていただくのがいいかもしれません。最初のほうに読者の方が読みたいところだけを読むこともできるということをおっしゃったと思うのですが、その前に3つの事例について、就労だけ読みたいということ、そこだけを読んだのでは、全体のよさが、分かりづらいかもかもしれません。この点について、考えていただけたらと思います。この辺りについてでも、そうでなくてもいいのですが、ほかの委員の方、いかがでしょうか。

○島田委員

とても分かりやすく構成を整えてくださって、分かりやすくなったと思います。今、議論になってますように、1章と2章の内容を一貫性のある形でリンクしていくかというところが今の最大の課題なのかなという気がしています。佐藤委員がおっしゃったように、生活のこの部分と第1章の理念と日本語能力の(4)(5)(6)、Can doの(7)(8)(9)、評価の(10)(11)(12)という1章で書いたポイントが、どの事例にも全部入るような形になると、1章と2章が密接につながっていくと思うので、具体的な執筆の作業手順を整理されると、うまくできるのではないかと感じながら伺っていました。

もう一つは、真嶋座長がおっしゃったように、この3つの事例が俯瞰的にどういう事例なのかということが分かるような、例えば事例マップのようなものを、2章の「Can doをベースにしたカリキュラムの事例等」の部分で入れると良いのではないかと思います。事務局が説明してくださったように、どのCan doをどう使ったのかという記述も入れていくとおっしゃったので、「日本語教育の参照枠」の中の全体的尺度、言語活動別の熟達度など、どの部分のCan doをどのように使ったのか、かつ、3つの事例がどうい

特色があるのかということが、事例マップという形で、①から⑦の詳しく説明する前に一覧で、生活はこういうもの、留学はこういう内容、就労はこういう内容だということを1ページで見られると、私の現場はここに近いからここを見てみよう、というようなことが判断できるのかと思いついていました。

最後、3点目ですが、島根の事例は文章で書かれている一方で、読んでいくと、ほかの事例は箇条書きで書かれていたりします。今後、事例の示し方を、です・ます調で統一されていくのか、その辺も整理されるとよいかと思いました。その上で、事例ですので、金委員がつくっていらっしゃる教科書のように、ケースみたいな形の読み物、物語モードで事例を読めても少し面白いのかという気もいたしました。

○真嶋座長

大変建設的な御意見で、いずれも具体化するとよいと思いついていました。全部です・ますにしたら読みやすいかということ、そうとも限りません。今おっしゃってくださったような、ケースとして、物語の事例として物語っていただく、また、視覚的のものだったり、表だったり、そのような点についても工夫が必要かと思えます。ありがとうございます。

○竹田委員

島田委員のおっしゃったことに賛成します。共生社会の実現ということとCDCを踏まえた上での、カリキュラムの書きようですが、この3つの事例が共通したカリキュラムの構成要素を基にして書くと分かりやすいと思えますが、例えば目的、到達目標、時間などの構成要素についてもそろえて書くという形にすると分かりやすいと思えます。

少し戻りますが、CDCについては、日本語教育という教育の1分野が最終的に何をめざすかということ考えたときの一つの目的となるものではないかと思えます。私の勤務校の立場からいくと、これだという感じで膝をたたきたくなるような、大賛成というようなものですが、CDCは一般的には、この話を出すと、やはり唐突な感じがあるかと思えます。そういう意味で、ただ持ってくるというのは少し疑問があります。一方で、日本語教育推進法では共生社会ということが理念としてうたわれており、推進法でいう目的の大きな柱である共生社会という考え方とCDCの考え方というのは、似てはいますが、イコールではないので、その辺りのことを少し整理して示したほうがいいのかと思えます。

つまり、欧州のCDCを持ってくる意図と、日本の共生社会との関係を明らかにする必要があるのではないかということです。CDCと共生社会は重なるところはありますが、イコールではありません。それを手引きの中で参考にするなら、どのように「参考」にしようとしているのかを明らかにする必要があるのではないのでしょうか。

○真嶋座長

ありがとうございます。重要な御指摘です。この「日本語教育の参照枠」の手引きでうまく、推進法がうたっている目的とCDCの言っている民主主義文化のための能力との関係がコラム②で書けるでしょうか。今おっしゃるように「日本語教育の参照枠」とCDCは同じものではないですし、文化庁の手引きとして出すものとしてどこまで書けるのかは、何か事務局、御意見、お考えがありますか。

○松井日本語教育専門職

この冊子で共生社会の定義づけをするような目的も特にございません。また共生社会というもの、これは推進法においては一つの理念として掲げているものと理解しています。その中で、理念として条文で書かれているものを「日本語教育の参照枠」の文脈で捉えた場合に、それをより具体的に考えていく上で、このような手がかりがあるというところで、文化庁の日本語教育人材の養成・研修の在り方とCDCの資質・能力を示しています。従いまして、ここで日本語教育において示す共生社会とはこういうものであるというのをこのコラムで具体的に決めるというよりも、日本語教師一人一人が教育現場に合わせて、自分がどのように考えていくかという考えるきっかけを示していけたらと思っています。

○真嶋座長

ありがとうございます。きっとコミュニカ学院さんのように留学生を相手にした教育機関では、CDCの姿勢については、膝を打って「そうだ」と言えるほどの的を射ているのだと思います。しかし、生活分野、就労分野はより多様だと思いますので、CDCのようにはならないのかもしれないと思いました。

多くの重要な御指摘をいただきました。島田委員がおっしゃった事例マップというアイデアもいいと思います。1章と2章の連関が分かるような示し方についても引き続き検討していきたいと思います。この会議は次回が11月になってしまいますので、その間に、今日の会議で新たな提案などがある場合は、メールで連絡、意見交換をしていただければと思います。

○島田委員

さきほど、日本語教師に求められる資質・能力という部分については、「日本語教育の参照枠」ではなく、日本語教師に求められる、初任者、中堅、地域コーディネーターに求められる能力という形で、違うものとして出していくという理解でよろしいでしょうか。

○松井日本語教育専門職

今回、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」を取り上げたのは、ここで示している資質・能力がCDCと共通点があると考えられるからです。これはコラム②の囲みに限っての話で、そこから教師養成について論じるという内容までは想定していません。

○島田委員

日本語教師自体がどのような資質・能力を持って、この事例に関わったのかという点については、「開発者の思い」という項目と関係が深いと思います。事例に関わった方々というのは、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」で示すところの中堅や、地域コーディネーターなどの立場だったりされる方々ではないかと思います。それらの方々がどのようなスタンスでこのカリキュラムデザインに参画したのか、どういう思いだったのか、という部分に資質・能力という観点を入れることで、CDCと関連づけながら事例の紹介を進めていくことができるのではないかと思います。

○真嶋座長

参考資料2「日本語教師に求められる資質・能力」については、今日の会議資料で、手引きに載る訳ではないと思いますが、エッセンスについては今御提案いただいたような形で扱えると良いと思います。

○佐藤委員

手引きの参考資料の中で「Can doの作成方法及び検証手法におけるガイドライン（一次報告の再録）」がありますが、これに関しては、事例の項目の③、「Can doをどのように選んだ／作ったのか」と関連させたほうがよいということでしょうか。そのような意図があるという理解でよろしいでしょうか。

○松井日本語教育専門職

この3つの事例は、参照枠を基につくられたわけではなく、参照枠に先がけてできたものですので、参照枠の事例として挙げるというところに難しさがあると思います。また、事例の中のCan do作成も全く同様の関係にあるかと思いますが、ですので、参照枠の理解で説明するところになりますという書き方になるかと思いますが、何が何でもこの参照枠に合わせてということではなく、より関連の深いところにフォーカスしていただければと思います。そこで、骨子案の参考資料にありますCan doの作り方というのは、CEFR本体のCan doの作り方を参考にして、一般的かつ基礎的な手順を示したものだけです。正直、これだけを見てすぐにCan doが作れるようになるというようなものではなかったりしますので、各事例に

おいてはどのようにつくったかというところを説明していただけたらと思っています。この両方を見ることによって、原則的な手順を基に、現場ではこのように工夫してCan doをつくったのだというところまで見せられればよいものになるのではないかなと思います。

○真嶋座長

では、議事の(1)はここまでにいたします。本日の御審議での御意見を踏まえて、各事例の執筆をそれぞれ進めていただければと思います。まだ執筆をお願いができていない部分もあろうかと思いますが、それはこの会議の後に事務局と連絡を取っていただくということになると思います。

続いて議事の(2)に入ります。資料3「『日本語教育の参照枠』の広報素材について」の検討に入ります。こちらは、主に日本語教育関係者や行政機関の担当者などを対象として、「日本語教育の参照枠」の理念や内容を分かりやすく説明するものとなります。事務局より資料の説明をお願いします。

○松井日本語教育専門職

資料3「『日本語教育の参照枠』の広報素材について」について説明します。こちらは「日本語教育の参照枠」の内容を分かりやすい形で示すということを目的に、A4で見開き4ページの資料を作りたいと思っています。第1回目の審議で、日本語を教えるということだけではなく、日本人側からの歩み寄りについても触れる内容が盛り込めるとよいという御意見をいただいております。そこで、参照枠とは、日本語を勉強してもらうためのものだけではなく、お互いが歩み寄りながらコミュニケーションを行っていくものだというところが見える説明資料として整えていきたいと思っています。読み手として主に想定しているのは、日本語教師、コーディネーター、学習支援者、行政関係者の方々などです。一般市民の方々、あるいは日本語学習者の方々に対しては、優先順位としては少し下がるのではないかなと思っています。

内容ですが、手引きの第1章の部分も引用しながら資料を作りたいと思っています。1ページ目は日本語教育の広がりについてです。日本語教育の対象となる範囲について、世界地図を示して、多様な日本語教育の場や学習者がいるということを示していきたいと思っています。日本語教育といっても、外国語、第二言語などとしての日本語教育がありますし、生活、就労、就学、例えば海外であれば教養として日本語を学ぶという場合もあるということを示していけたらと思います。このような説明なしに「日本語教育の参照枠」のCan doのみを示すと、単に教えればよいというように見られかねないので、丁寧に説明を行ってきたいと思っています。

2ページ目、3ページ目が「日本語教育の参照枠」の主な内容になっていきます。こちらには、期待される効果、言語教育観、全体的尺度と呼ばれる代表的な指標等を盛り込んでいきたいと思っています。

4ページについては、「Can doの紹介と協調的なコミュニケーションの在り方について」と示していますが、例えば資料の次のページの図、逆三角形の図でCan doについて紹介しているところですが、学習目標や熟達度を点数でなくCan doで示すのかということ、行政の担当者の方や、コーディネーターの方々にも分かっていたくために、日本語能力や言語の熟達度というのは点数ではなく、具体的な行動で示すことができるのだということを示していけたらと思います。

4ページの図については、参照枠の図を利用しておりますが、これを分かりやすく直して使っていきたいと思っています。その中で、例えばA2.2、やり取りで、「時々繰り返しや言い換えを求めることが許されるなら、自分に向けられた、身近な事柄について、はっきりとした、共通語での話はほぼ理解できる」というように、これは英語からの直訳になっていますので、少し誤解を招く表現になっていると思いますが、話を聞いている側がやさしい日本語のような形で言い換えするという中でコミュニケーションが達成できるのだということをはっきり示していきたいと思っています。

そのほか、特にA1では、「いとまごいの表現」など、なじみのない表現がございますので、広報素材で示す際には、この表現は平易な形で分かりやすく直し、様々な方が読んだときに、日本語には上手になっていく段階がある、お互い助け合いながらやっていく必要があるということの例として、コミュニケーションの在り方、質の部分まで言及できたらと考えています。

○真嶋座長

では、ただいま御説明いただいたところに関しまして、お気づきになった点、アイデアなどがございましたらお願いします。

○佐藤委員

4 ページ目のネイティブ、ノンネイティブを問わない日本語話者同士の歩み寄りによるコミュニケーションの在り方について説明するところについて、例えば、日本語を学ぶ人の視点からに加え、その人に関わる日本人の視点からという、もう一つの視点が加わるといいのかなと思います。具体的には、例えばA1のこの人と交流する、やり取りをする場合、こういうことに気をつけて話をしましょうですか、A1、A2、B1からC2まで含めて、横に日本人側もしくはその人と関わる日本語を使う人がどのような配慮をしてコミュニケーションを取っていけばいいのかというのを、箇条書で幾つかでもいいと思うのですが、そういったものを加えると、相互の歩み寄りによるコミュニケーションの在り方についてという点がより明確にイメージしやすいのではないかと思います。

○真嶋座長

ありがとうございます。事務局から何かありますか。

○松井日本語教育専門職

ありがとうございます。これは本来、日本人、外国人関わらず、例えば子供と話すときにはもちろん話し方は変えますし、場面によっても話し方を変えたいと思います。やさしい日本語のような考え方も最近だんだんと広がってきていますので、そのような視点も盛り込んでいけたらと思っております。

○真嶋座長

このようなパンフレットには、文化庁のゆるキャラに出してもらうなどのソフトなアプローチは可能でしょうか。文字と無機質な図だけではなく、イメージキャラを使うといったことはここで話さなくてもいいですか。事務局、何かありますか。

○松井日本語教育専門職

文化庁には文鳥を模したキャラクターがごございますので、そういうものも使って、なるべく分かりやすく、親しみやすいようなものを検討していきたいと思っております。

○島田委員

先ほど佐藤委員がおっしゃった、相手の日本語話者が配慮するということですが、昨年度、厚生労働省から出た、就労場面で必要な日本語能力の目標設定ツールの中で言語活動別に、相手の日本語話者が気をつけることという部分を入れてあります。私は昨年それに関わったのですが、ネイティブ、ノンネイティブであるとか、日本人という言葉がすぐに使ってしまうのですが、気をつけたほうがいいのかと思います。厚労省のツールのほうは「相手の日本語話者」というふうに言葉を統一しました。お互い日本語が母語でない人同士でも、レベルの違う外国人同士が共通語としての日本語を使って話すということもありますし、就労現場などでは国籍の違う方々が、一緒に働くということもあるので、ここの部分は、相手との相互作用という点はすごくいいと思うのですが、気をつけるとよいかと感じました。

○真嶋座長

ありがとうございます。重要な点だと思います。ほかにいかがでしょうか。

○金委員

3 ページ目の内容の全体的な尺度、基本方針として「自立した言語使用者」について触れている説明のところについては、意図しているところは何かについて確認したいと思います。

○松井日本語教育専門職

基本方針というのは、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」という政府が取りまとめた文書があります。その中に各省庁が行う施策が示されています。その中に「自立した言語使用者」という言葉がございまして、国としては、自立した言語使用者というレベルまでの学習機会と学習環境の整備を行っていきますと触れられています。自立した言語使用者というのは、CEFRでいいますとB1もしくはB2レベル、そういうところが国の目標になっているというところを説明していきたいと考えています。意図としては、地域の日本語教室では様々な実践がありまして、中には、中級、上級レベルまでの教室を開いているところも出始めている状況の中で、そのような取組を後押ししていくために、国としてもこの自立した言語使用者というレベルを進めていくことになったという説明を入れたいと思い、このような文章になっております。

○金委員

ありがとうございます。

○松岡委員

広報用なので、文字数をできるだけ少なく、全部出そうとすると大変なことになると思うので、事例なども、文章で説明するのではなく、ぱっと見て分かるような内容にしていきたいと思います。

○金委員

4 ページ目に関連してですが、今の言語使用者という観点を借りて、市民として生きる上で言語的な課題を達成していくにあたっては、ノンネイティブだけが日本語を使うわけではありません。つまり、その対象とは、コミュニケーションに関わるもの全てであると思っております。このような視点を今回の広報素材にも盛り込めると良いと思います。

○真嶋座長

ぜひそのようにお願いしたいと思います。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、引き続き、今いただいた様々な御意見も受け止めて、事務局に資料の作成をお願いしたいと思います。

それでは、本日最後の資料、資料4の「『日本語教育の参照枠』の指標に基づく日本語能力の自己評価ツールについて」の審議に入りたいと思います。説明を事務局よりお願いしたいと思います。

○松井日本語教育専門職

資料4「『日本語教育の参照枠』の指標に基づく日本語能力の自己評価ツールについて」の説明をします。こちらは欧州評議会が公開している、様々な言語で自分の能力を測ることのできるウェブ上のシステムを参考に、同じようなものを日本語でも作りたいと考えております。こちらについては日本語を含めて14言語でCan doを翻訳したものを準備しており、各言語で日本語能力を自己評価できるようなウェブ上のシステムをつくっていきたくて考えています。

自己評価については、五つの言語活動のCan doを4段階で評価していくことを想定しています。使うCan doは、「日本語教育の参照枠」で示されているCan doです。これは一部表現を変えているものもありますが、ほぼCEFRのCan doと同じで、500弱ございます。その中でも、昨年調査研究で統計的に難易度のレベルがある程度安定している項目というのが分かっております。それを「代表項目」と呼んでいますが、この代表項目を中心に、6レベル、五つの言語活動ごとに、各レベルで5つ程度のCan doを選んで

いきたいと思います。選定にあたっては、分かりやすさやカテゴリーのバランスに注意していきたいとも思います。自己評価の方法は、例えばA1レベル「聞く」というCan doを5つ順番に答えていき、「できる」と答えたCan doが三つあれば、上のレベルに進みます。「難しいがなんとかできる」なら、4つチェックがつけば上のレベルに進むという形で、現在想定しているのは、全ての方がA1から入って順番に上に上がっていくというような仕掛けで、「できない」と答えたCan doが増えてきたところで評価が決まるというような形で評価していければと思っています。同時に、あなたの「聞く」の能力レベルはこれですという表示が出たときに、そのレベルに合った学習教材のリンクや、A2ですという結果が出た場合に、B1のCan doを幾つか示すことによって、こういうことができればレベルが上がりますから頑張りましょうというような、いわば新たな目標等々も提示できるような仕掛けもあればよいと考えています。

ただし、これは「日本語教育の参照枠」のCan do、いわゆるCEFR Can-doを利用しておりますので、これは生活、留学、就労などの分野を問わない共通の自己診断ツールとして想定しています。

○真嶋座長

どうもありがとうございました。それでは、委員の皆様から御審議、御意見等をお願いいたします。

○竹田委員

事前にお送りいただいたCEFRのほうの評価ツールを久しぶりに使ってみましたら、仕様が変わっていました。最初にスライドするボタンで自分の大体のレベルをおおまかに示しておく、そのレベルから質問が始まるというふうに変っていました。今回のシステムについても近いところからスタートして、それが幾つか「できる」だったらもう一つ上に進む、「できない」と答えると下がるというように微調整していくようなつくりだと早く答えが出てよいと思いますが、そのようにするということはできないでしょうか。

○松井日本語教育専門職

そのようにできると非常によいと思います。実は提示するCan doの項目困難度に基づいて、IRTのように毎回答えるごとにランダムに質問項目を出していけるのか、あるいは固定するのかなど、様々な要素がございますので、幅広く検討していきたいと思っています。

○真嶋座長

確かに、CEFRのほうは時間がかかり、なかなか診断が出なかったという経験がありました。

○島田委員

アウトプットのイメージについてお伺いします。結果が画面で表示されるのか、自分のスコアを保存できるのか、PDFで印刷できるのか、CSVに吐き出せるのかなど、仕様はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○松井日本語教育専門職

現状では、シンプルなアンケート形式で、結果が画面で示されるというものをまず第1段階としてつくられたらと思います。御指摘のとおり、将来的には「みんなのCan-doサイト」のように、ID登録をし、フォルダをつくって、様々なものを入れ込んでe-Portfolioのようなものに発展していくといいなど考えてはおりますが、まずはシンプルなものを想定しております。

○島田委員

分かりました。ありがとうございます。何らかの形でシンプルに自分のその時点の自己評価の結果が残るとよいと思います。例えばPDFにすると、関わってくれている日本語の先生にそれを見せることもで

きますし、職場の上司に見せてギャップを確認したりとかもできるかと思います。

○真嶋座長

時間や予算の関係もあるかと思いますが、していただけたらと思います。誰でも簡単に使えるものになるとよいと思います。将来的にはe-Portfolioなどもできてくるとよいと思います。

○佐藤委員

選択肢に関して4段階で選ぶというのは、令和2年度のCan-doの量的検証に関する調査報告書とずれないようということでしょうか。先ほど竹田委員がおっしゃったみたいに、ウェブサイトの確認をすると、Yes, I canか、Not yetかの二択だったのですが、こちらの調査結果と合わせたということでしょうか。

○松井日本語教育専門職

英語のサイトを自分でやってみたときに、二択だとどちらとも言えないというのが出てきました。簡易なものを目指すなら、二択ということになるかとは思いますが、4段階にしておく、丁寧にレベルを測ることができるかと思います。確定ではないですが、現状そのように考えております。

○佐藤委員

昨年の調査結果を利用してCan doの項目を選ぶということですが、個人的な経験として学生に対して、自己評価をするときに、Can doで書かれたものと想定している言語行動がずれていたりして、できないのにできていると評価したりということが起ってくるかと思います。そのときに、例えば通信文とはどういったものが想定されるのか、手紙とはどういった長さなのか、そのような記述ができればいいのかと思いつつも、それを入れると逆にずれてしまうのか、なかなか判断が難しいところです。

もし具体例を入れるのであれば、技能実習なのか、就労者なのか、生活者なのか、留学生なのか、それぞれの属性に合わせて様々な具体的なCan doがあるとよりイメージしやすいかなと思っています。ただし、先ほど事務局からもあったように、「日本語教育の参照枠」全体はそういった属性にかかわらず使えるものというところもあるので、これも実際問題としては難しいかなと思っています。

○真嶋座長

ありがとうございます。今の段階で何か事務局から追加ありますか。

○松井日本語教育専門職

御指摘の通り「読む」「聞く」については、Can doと一緒にサンプルが出てくると分かりやすいと思いますが、そのレベルに合った適切なサンプルが提示できるかかなど、様々な問題がございます。ですので、現状ではCan doのみで簡易に判断するということを想定しています。今後、システムの充実を図る上での参考として、サンプルを同時に提示するであるとか、答える前に属性ごとに分かれて、それにフィットするCan doで熟達度を測るような点、今後の発展のための御意見として承ります。

○真嶋座長

14言語というのはよいと思いますが、例えばインドネシア語で学習者が自己評価した結果を教師である私が見ようとしたときに、その場で日本語に変えられるのかなど、言語の変換がいつの段階でもできるようになっているとよいと思いました。

○松井日本語教育専門職

ありがとうございます。理想的には、言語のボタンを押すと、いつでも言語設定が変えられるような仕組みになるといいと思います。自分がやるときはインドネシア語で、誰かに見せるときは、日本語のボタ

ンを押すと、日本語に変わって結果を見せるというような仕様は非常に参考になると思います。このシステムをつくろうと考えた背景の一つには、地域でも幾つかのクラスを設定している教室が増えていて、クラス分けをするときに簡易なプレースメントのツールはないのかという問合せが増えているということがあります。ですので、機能や仕様については御意見承って、なるべく使いやすいものを示していきたいと思っていますところでは。

○竹田委員

1つよろしいでしょうか。自己評価ということですが、学習者の自己評価能力というのも必要とされますので、この点を解決するには、日本語の特質に合わせた例示が必要なのではないかと思います、例示されるCan doの文言の追加修正の可能性はありますでしょうか。

○松井日本語教育専門職

昨年度の量的検証の中で分かりにくいCan doについての指摘いただいております。例えばベトナム語のアンケートに御協力いただいた方から、分かりにくいものについての情報をいただいております。そういった指摘等を踏まえながらCan doを選んでいきたいと思っております。

○佐藤委員

評価の方法として、8ポイント以上取れた段階で次のレベルというのは、これはどのような考えがあってでしょうか。もう一つは、評価の仕組みを公開するかどうかという点ですが、例えば今回のシステムを使わず、個人的に評価しようとしたときに、同じやり方で、4ポイント取れば、その人はA2だといった判断を行ってよいのか、という点についてはいかがでしょうか。

○松井日本語教育専門職

これは、事務局の下案として示したものですので、妥当性に関しては、量的検証に御助言いただいた先生方にも相談しようと思っております。これで、このシステムを公開するにあたっては、こういう形で何点以上ならこのレベルですという仕組みは示さない予定です。

○真嶋座長

ありがとうございます。妥当性については学習者の目標、目的、あるいは学習の姿勢にもよるかもしれませんが、A1のものが全部できるようになってから上に行きたいと思うようなタイプの人いるかもしれませんし、早く上のレベルの内容を学びたいという人もいらっしゃるかと思います。この辺りは学習スタイルにも関係する部分があるので、これだったらこうなるということは言いにくいかと思いますし、あとは使う側の柔軟性にもよると思います。

○平山委員

自己評価ツールの妥当性については使ってみてから見えてくるものもたくさんあると思います。受講者自身が確認できるものとしては、ここからのスタートでいいのかと思います。私の現場の受講者は、自己評価能力というのは地域によっても、クラスによっても、それぞれ異なってくる予感がします。

自己評価ツールについては、個人が自分のレベル判定のために利用する場合と、教育の一環で活用し、自己評価の結果を学習者だけでなく、教師や関係者と共に活用する場合とがあると思います。後者の場合は特に、この自己評価ツール活用の目的について、カリキュラムや学習過程の支援のあり方とセットで考える必要があることを示していくことも大切だと思います。

つまり、自己評価ツールを活用する際、学習過程のどの局面でこのツールを利用するかによって、自己評価ツールを活用する意味・目的も変わると思います。例えば、就労者がクラスで学習を始める前の段階でレベル判定として用いる場合は、思い込みや何となくの感覚で付ける人が多いため、そうした状況を前

提に自己評価能力も含めて結果をレベル判定に活用することになります。他方で、就労の文脈を想定した課題達成型の学習を体験する過程で就労者自身の中で自分の「できる・できない」の基準も変わることがよく見られます。できると思っていたけどできなかった、またはその逆の場合もあると思われますが、そのように学習が進んでいく過程で自己評価ツールを用いることの意味は、自己評価ツールによる判定結果の正確さよりも、自分で自分の目標を意識化すること自体に意味が見いだされるように思われます。学習者だけでなく、その結果を活用する教師や関係者に対して、自己評価ツールを活用することの意味そのものを広く捉えていく視点を示せるとよいかと思えます。

まずはこの形で動かしていきながら、私も現場でどういう感じになるのか見ながら、また新たな形、よい提案をしていけたと思っています。

○島田委員

先ほどの、ポイントが取れたら次のレベルに進むという点ですが、このツールの目的が簡易に判断し自律的な学習を促すためのツールかと思いますが、例えば昨年度やったような量的検証のデータ収集のツールとしても使うこともできるのではないのでしょうか。私が量的研究をやったときに、因子分析して因子にすると結果が出ないのですが、因子にしないで個別の項目で比較すると結果が出たということがありました。Can doが「聞く」のレベルで5つしかない中で、ポイントで次のレベルに上げてしまうと、個別のできる、できないについての微妙な部分が見えなくなってしまうということがあるので、慎重に判断されたほうがいいのではないかという気がします。

もう一つ、このデータの取扱いということで、これを将来的に調査研究のデータとしても使用させていただくみたいな倫理的な説明とかをされておくと、単なるツールだけではなくて、実証研究のツールとしても活用できるのではないかと感じました。

○真嶋座長

ありがとうございます。重要な指摘かと思いました。5つの項目で自己評価するのであれば、これさえやればいいのかというような狭い捉え方をされたりしないとも限りません。いずれは自分でCan doを選んだりできるものができるといいのかと思いますが、今年度はないという理解でよろしいでしょうか。

○松井日本語教育専門職

可能であればIRTを使ってランダムに質問項目を出して、項目困難度で自動的にレベルが上がっていく仕組みがよいかと思いますが一度にそこまでは難しいと思います。選択するCan doについては、個別のカテゴリの非常に限られた場面ではなくて、総合的な口頭発話など抽象度、目盛りが大きめのCan doを選んで、場面や属性に左右されないCan doを設定していきたいと思っています。あるいは、場合によっては能力Can doの文法的な正確さについてのものを入れていくかということも選択としてはあろうかと思っています。その辺りは専門家の先生の御意見を伺いながら、システムを考えていきたいと思っています。

○真嶋座長

ありがとうございます。これで本日の審議事項は全部終わりましたので、本日のワーキンググループはここまでとしたいと思います。今後の予定について、事務局からお願いいたします。

○松井日本語教育専門職

今回のワーキンググループは11月を予定しております。日程等につきましては、現在調整中でございますので、決まり次第御連絡いたします。

なお、本日の審議を踏まえまして、委員の皆様方には各項目の執筆に入っていただきたいと思っております。11月までワーキンググループがございませんので、メールベース等々で意見交換等々、御指導等いただければと思っております。また、資料、1章のコラムまたは各質問等々について、先生方に執筆の

御協力、お願いを申し上げるかもしれませんが、その点についても可能な範囲で御協力いただければと思っております。事務局からは以上でございます。

○真嶋座長

ありがとうございます。では、夏休みの宿題が出る方、あるいは自分からもらいに行く人、これ書けますという委員の方もいらっしゃるかもしれませんが、御協力いただいて、11月の次回にまたお目にかかりたいと存じます。

では、これで第3回「日本語教育の参照枠」の活用に関するワーキンググループを閉会したいと思います。どうも御協力ありがとうございました。

— 了 —